

一般社団法人日本ベアリング工業会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本ベアリング工業会（英文名 THE JAPAN BEARING INDUSTRY ASSOCIATION。略称「JBIA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益の増進の担い手として、コンプライアンスを確保しつつ、我が国を基盤とするベアリング産業が健全に発展することを促進し、もって、わが国経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ベアリングの生産、流通、貿易及び消費に関する調査
- (2) ベアリング産業における生産及び経営の高度化施策の推進
- (3) ベアリングに関する健全な貿易発展施策の推進
- (4) 偽造対策などのベアリング市場における健全性・安全性の確保のための施策の推進
- (5) ISO規格などのベアリングに関する技術標準化施策の推進
- (6) ベアリングに関する環境施策の推進
- (7) ベアリングに関する中小企業の経営の安定・高度化施策の推進
- (8) ベアリングに関する国際交流の推進
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 上記の事業は、日本国内または海外において行う。

(用語の意義)

第5条 この定款において「ベアリング」とは、軸受（転がり軸受及び同部品に限る。）をいうものとする。

第3章 会員

(構成員)

第6条 本会の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 会員は、本会の目的に賛同して入会する日本国内にあってベアリングの製造を営む法人及び個人とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとするものは、会員2名（内1名以上は役員）の推薦書を添付して、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人たる会員にあっては、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会及び会員資格の喪失)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人。

(2) 死亡または失踪宣告を受けたとき。

(3) 法人が解散したとき。

(4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 本会の定款または規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 役員報酬等の支給の規程
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認
- (6) 入会金、会費
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として年1回、毎事業年度終了後90日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的である事項があるときは当該事項を示した書面をもって、開会の日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない会員が書面または電磁的方法によって、議決権を行使できるとされた場合は2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会の招集にあたって、理事会の決議に基づき、総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

- 2 総会に出席しない会員は、委任状をもって代理人による議決権を行使することができる。この場合において、第18条の出席会員とみなす。
- 3 理事または会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該総会に出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上15人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人以上3人以内を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は、総会において、会員（法人の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては1人、監事にあつては1人を限度として、会員以外の者を理事または監事に選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、総会、理事会の招集及び議長を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。

5 会長及び専務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前任の役員が任期中に辞任等となった場合の後任の役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。また、増員により選任された理事の任期は、他の現

任者の残任期間とする。

- 3 理事または監事は、任期の満了または辞任により退任した後も、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び会員以外の非常勤役員については、総会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定された額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第28条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項を示した書面をもって、開会の日の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始の前日までに総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始の前日までに総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から90日以内に総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告書及び決算書については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告(業務監査及び会計監査)

第38条 本会は剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告をすることができない場合は、官報による。

第10章 参与会、部会・委員会、事務局

(参与会)

第43条 本会に、参与会を置く。

- 2 参与は、会員代表者のうちから、会長がこれを委嘱する。
- 3 参与は、参与会において、本会の事業に関する報告を受け、会長は、これについて参与の意見を聴取することができる。
- 4 第25条第1項及び第2項の規定は、参与に準用する。
- 5 役員及び参与は、相互に兼ねることができない。
- 6 参与会は、参与をもって構成し、会長が、必要と認めるときこれを招集する。
- 7 参与会の議長は、会長がこれにあたる。
- 8 理事及び監事は、参与会に出席することができる。

(部会及び委員会)

第44条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、部会及び委員会を設けることができる。

- 2 部会及び委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または審議する。
- 3 部会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て定める。

(事務局)

第45条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、また必要に応じて事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

第11章 実施細則

第46条 一般社団法人移行前から就任している参与の在任期間は一般社団法人移行時に既に経過した在任期間を含める。

第47条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人日本ベアリング工業会の会員である者は、第7条の規程にかかわらず、一般

社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人日本ベアリング工業会の諸規程等は、一般社団法人日本ベアリング工業会の諸規程として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

5 本会の最初の代表理事は本間博夫、宮下英治とする。

(変更履歴)

一般社団法人として認可：平成24年3月21日

移行登記：平成24年4月1日

変更：平成26年6月3日

変更：平成28年6月3日（施行日：平成28年8月1日）

変更：平成29年6月2日

変更：2019年6月5日